

新宿区障害者計画

(平成24年度～平成29年度)

第3期新宿区障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

〈 概要版 〉



平成24年3月

新宿区

1 計画の策定にあたって

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。これを受けて新宿区は計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定める「第 1 期新宿区障害福祉計画」を平成 19 年 3 月に策定しました。

また、平成 21 年 3 月には障害者施策を計画的、総合的に推進するため 9 年間の障害者施策のあり方を定めた「新宿区障害者計画」と一体的に「新宿区障害者計画・第 2 期障害福祉計画」を策定しています。

一方、国では、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、現在障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で検討が進んでいます。

平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されます。

さらに、平成 23 年 7 月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

また、障害者自立支援法に代わる新たなサービス提供体制について定める法律の制定に向けた動きも進んでいます。

平成 22 年 12 月にはこれに先んじて障害者等の地域生活支援のため、関係法律の整備が行われました。その中で障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月には同行援護やグループホーム・ケアホームの利用の際の助成がはじまりました。また、平成 24 年 4 月には利用者負担について応能負担を原則とすることを明確にし、相談支援の充実等が本格的に施行されることになっています。さらに、児童福祉法が改正され、障害児支援の強化が図られます。

こうした動きの中で、改正後の障害者基本法の理念に則った障害者計画の見直しを行うとともに、平成 24 年度から 26 年度までの障害福祉サービス等の提供のために必要な見込量算定と、その確保のための方策を定めることを目的として第 3 期障害福祉計画を策定しました。

表紙の絵は、西村武士さん(新宿区新宿生活実習所)の作品です。

2 計画の期間

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
新宿区障害者計画									
			見直し			見直し			
新宿区障害福祉計画	第 2 期		第 3 期			次期計画			
				見直し					

※ 障害者自立支援法に代わる法律が第3期障害福祉計画期間中に施行される予定になっており、計画期間中に障害福祉計画を見直す場合があります。

3 基本理念

障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現

平成18年(2006年)12月に第61回国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利が十分に保障される社会の実現が、普遍的な価値として謳われています。

障害があることを理由に不当な扱いを受けること、社会生活において不利益を被ることがあってはなりません。

区は、障害の有無にかかわらず、それぞれの自己選択・自己決定が尊重され、地域の中で安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域社会を目指します。

バリアフリー社会の実現

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人も障害のない人も地域を構成する一員として共に支えあい、障害のある人が自ら望む活動に積極的に参加できる社会を実現するために、すべての人たちが、障害についての理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会を通じて、社会的・物理的なバリア(障壁)のない安全な地域社会と、こころのバリアがない豊かな地域社会を目指します。

必要な時に支援が得られる地域社会の実現

障害者が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることが必要です。

区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係するさまざまな分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供等、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

4

基本目標

区は、本計画の基本理念を具体化するための方向として、次の3つの基本目標を掲げ、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるよう、成長と自立を支援します。

1

安心して地域生活が送れるための支援

区は、障害の内容や程度に応じ、障害者が必要とするさまざまなサービスや社会資源ネットワークを活用することにより、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるように支援していきます。

そのために、相談支援体制を充実させるとともに、通所施設やグループホーム等の基盤整備を進め、多様なサービス事業者との連携強化等を通じ、利用者本位の質の高いサービス提供をしていきます。

2

ライフステージに応じた成長と自立への支援

区は、ライフステージに応じて、切れ目のないサービスの提供を行い、障害者の成長と自立を支援していきます。

そのために、保健、医療、福祉、教育等の連携を一層強化し、障害の早期発見に努め、療育と教育を充実させ、子どもの成長に応じた支援をしていきます。

また、障害者の自立を支援するため、希望や状況に応じた多様な就労ニーズに対応する支援をはじめ、日中活動や余暇の過ごし方等についても、さまざまな社会資源の集積する新宿の強みを活かして、社会参加の機会の充実を図っていきます。

3

地域社会におけるバリアフリーの促進

区は、障害のある人と障害のない人との交流を進め、理解し合えるこころ豊かな地域づくりと、障害を気にせず安心して生活できる安全で快適な社会を目指します。

そのために、障害者理解の促進や広報活動を充実するとともに、区民の参加・協力により、地域の行事や活動への積極的な参加を通じ、こころのバリアフリーを促進していきます。

また、ユニバーサルデザインの推進により、公共施設や公共交通機関等のバリアフリーを進め、福祉のまちづくりをより一層促進していきます。

5 重点的な取り組み

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、特に積極的な取り組みにより事業を推進していく必要がある次の5つの「個別施策」を、重点的な取り組みとして掲げました。

1. 相談支援体制の構築

相談支援体制の充実を進め、すべての障害者に対応できる身近な相談窓口を目指すとともに、関係機関や団体、支援に協力する地域の人たちとの総合的なネットワークを構築します。

(個別施策(9))

2. 病院からの地域生活移行の支援

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、障害者自立支援法のサービスとして平成 24 年度から地域移行支援・地域定着支援が個別給付化されます。併せて退院支援の新たな仕組みづくりや必要なサービスの基盤整備等について検討し、安心して地域生活を送れるように支援体制を整備します。

(個別施策(12))

3. 障害等のある子どもへの専門相談の推進

障害や発達に心配のある子どもの相談・支援環境を整備します。関係機関との連携を充実させ、継続した相談・支援を実施します。

(個別施策(24))

4. 就労支援の充実

区内の企業や関係機関との連携・協力により、障害者の受け入れの拡大と、障害者が働きやすい環境づくりを進めます。また、新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて総合的な就労支援を実施します。

(個別施策(26))

5. ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

ユニバーサルデザイン・ガイドラインを策定しました。区民や事業者等に対し、ガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。

(個別施策(38))

3つの基本目標にそれぞれ個別目標を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

基本理念	基本目標	個別目標
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 必要時に必要な支援が得られる地域社会の実現 ◇ バリアフリー社会の実現 ◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現 	1 安心して地域生活が送れるための支援	1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実 2 地域生活への移行の推進 3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援
	2 ライフステージに応じた成長と自立への支援	1 障害等の早期発見と成長・発達への支援 2 多様な就労支援 3 社会活動の支援
	3 地域社会におけるバリアフリーの促進	1 こころのバリアフリーの促進 2 福祉のまちづくりの促進

基本施策	個別施策
1. 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実 (2) 日常生活を支える支援の充実 (3) 保健医療サービスの充実 (4) 経済的自立への支援 (5) 家族への支援
2. サービスの質の向上のための支援	(6) 利用者支援と苦情相談の充実 (7) サービスを担う人材の育成 (8) 事業者への支援・指導の充実
3. 地域ネットワークの構築	(9) 相談支援体制の構築 【重点的な取り組み】 (10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用
1. 地域生活移行への支援	(11) 施設からの地域生活移行の支援 (12) 病院からの地域生活移行の支援 【重点的な取り組み】
2. 地域で生活するための基盤整備	(13) 日中活動の充実 (14) 住まいの場の充実 (15) 入所支援施設の設置及び支援
1. 障害者の権利を守り安全に生活するための支援	(16) 権利擁護の推進 (17) 虐待の防止 (18) 防災対策の推進 (19) 消費者被害の防止
1. 子どもの発達に即した支援の充実	(20) 障害等の早期発見・早期支援 (21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実
2. 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	(22) 療育・保育・教育の支援体制の充実 (23) 放課後支援等の日中活動の充実 (24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進 【重点的な取り組み】 (25) 学校教育修了後の進路の確保
1. 多岐就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	(26) 就労支援の充実 【重点的な取り組み】 (27) 施設における就労支援の充実
2. 安心して働き続けられるための支援	(28) 就労の継続及び復職等の支援の強化
1. 社会参加の充実	(29) コミュニケーション支援・移動支援の充実 (30) 文化・スポーツ等への参加の促進 (31) 社会参加の促進への支援の充実
1. 障害理解の促進	(32) 障害理解への啓発活動の促進 (33) 障害理解教育の推進 (34) 広報活動の充実
2. 交流機会の拡大、充実による理解の促進	(35) 互いに交流しあえる機会の充実 (36) 地域で交流する機会の充実
3. 情報面のバリアフリーの促進	(37) 多様な手法による情報提供の充実
1. 人にやさしいまちづくり	(38) エコバーサラデザインを基本としたまちづくりの促進 【重点的な取り組み】
2. 人にやさしい建築物づくり	(39) 建築物や住宅のバリアフリーの普及

7 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策（第3期新宿区障害福祉計画）

第3期新宿区障害福祉計画の目標

区は、第1期及び第2期新宿区障害福祉計画で定めた目標を踏まえ、次の2つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

1

地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進します。

平成 26 年度末において平成 17 年 10 月 1 日現在福祉施設に入所していた身体・知的障害者 189 人のうち、20.1% (38 人) の方が地域での生活が送れるよう、地域での生活を始めるための生活訓練等のサービスを入所施設において提供するとともに、必要な居住及び日中活動の場の整備を進めます。

〔目標値〕 地域生活移行者数	38 人	平成 26 年度末までに移行を目指す人数
-------------------	------	----------------------

2

重層的就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を年間 42 人以上とします。

区内通所施設等から一般就労に移行する障害者数を、第3期計画として平成 26 年度末までに年間 42 人以上とします。これは、平成 17 年度中に区内の通所施設等から一般就労した障害者数 (13 人) と比較して約3倍となります。

この目標達成にあたり、区では重層的に就労支援体制を整備します。

〔目標値〕 一般就労移行者数	42 人	平成 26 年度末までに移行を目指す人数
-------------------	------	----------------------

「障害福祉サービス」の必要見込量

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	448 人	13,494 時間	515 人	15,518 時間	592 人	17,846 時間
2 重度訪問介護	44 人	13,236.5 時間	47 人	14,163 時間	50 人	15,154 時間
3 同行援護	187 人	7,480 時間	197 人	7,880 時間	207 人	8,280 時間
4 行動援護	2 人	44 時間	3 人	66 時間	4 人	88 時間
5 重度障害者等包括支援	—		—		—	
6 生活介護	314 人 × 20 日		337 人 × 20 日		360 人 × 20 日	
7 自立訓練（機能訓練）	5 人 × 20 日		5 人 × 20 日		5 人 × 20 日	
8 自立訓練（生活訓練）	8 人 × 20 日		8 人 × 20 日		8 人 × 20 日	
9 就労移行支援	35 人 × 20 日		35 人 × 20 日		35 人 × 20 日	
10 就労継続支援（A型）	23 人 × 20 日		23 人 × 20 日		23 人 × 20 日	
11 就労継続支援（B型）	455 人 × 20 日		485 人 × 20 日		515 人 × 20 日	
12 療養介護	22 人		22 人		22 人	
13 短期入所 （ショートステイ）	72 人 × 4 日		74 人 × 4 日		76 人 × 4 日	
14 共同生活援助 （グループホーム）	68 人		81 人		96 人	
15 共同生活介護 （ケアホーム）	57 人		67 人		78 人	
16 施設入所支援	172 人		187 人		202 人	
17 計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	63 人		128 人		224 人	
18 地域移行支援	7 人		10 人		13 人	
19 地域定着支援	10 人		12 人		14 人	

「児童福祉法のサービス」の必要見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
20 障害児通所支援 (児童発達支援) ※旧児童デイサービス等	148 人×3.7 日	148 人×3.7 日	148 人×3.7 日

「地域生活支援事業」の必要見込量

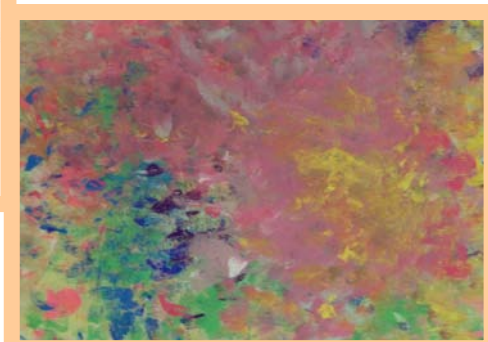
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
101 相談支援	実施箇所数	14 箇所	14 箇所	14 箇所
102 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年4月設置予定	平成 24 年4月設置予定	平成 24 年4月設置予定
103 障害者地域自立支援協議会	設置年月	平成 19 年3月設置済み	平成 19 年3月設置済み	平成 19 年3月設置済み
104 居住サポート	実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
105 成年後見制度利用支援	年間利用件数	延5件	延8件	延 11 件
106 コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 840 件	延 890 件	延 940 件
107 コミュニケーション支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 90 件	延 100 件	延 110 件
108 コミュニケーション支援事業 (区役所手話通訳者設置)	年間利用件数	延 210 件	延 220 件	延 230 件
109 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 19 件	延 22 件	延 25 件
110 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 81 件	延 85 件	延 89 件
111 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 33 件	延 35 件	延 37 件
112 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 78 件	延 81 件	延 84 件
113 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 3,504 件	延 3,644 件	延 3,790 件
114 住宅改修費	年間利用件数	延 22 件	延 22 件	延 22 件

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
115 移動支援 (個別支援・グループ支援)	提供事業者数 年間利用者 時間数	86 箇所	延 3,797 人 延 68,342 時間	86 箇所	延 4,291 人 延 77,226 時間	86 箇所	延 4,849 人 延 87,265 時間
116 地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	6箇所	延 12,760 人	6箇所	延 13,220 人	6箇所	延 13,680 人
117 身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3箇所	21 人	3箇所	21 人	3箇所	21 人
118 精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1箇所	8 人	1箇所	8 人	1箇所	8 人
119 日中一時支援 (日中ショート)	実施個所数 年間利用者数	8箇所	252 人	8箇所	267 人	8箇所	283 人
120 日中一時支援 (土曜ケアサポート)	実施個所数 年間利用者数	1箇所	182 人	1箇所	324 人	1箇所	342 人
121 日中一時支援 (障害児等タイムケア)	実施個所数 利用定員	1箇所	30 人	1箇所	30 人	1箇所	30 人
122 生活サポート事業	年間利用時間数	延 2,688 時間		延 2,940 時間		延 3,192 時間	



「無題」

須藤貴之さん
(新宿区立高田馬場福祉作業所)



「無題」

小林深雪さん
(新宿区立新宿生活実習所)



「公園清掃」

宮田翔太さん
(新宿区立高田馬場福祉作業所)

【新宿区内の障害者関連施設マップ】

平成23年12月現在

新宿区社会福祉協議会 (高田馬場1-17-20)	東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)	東京都社会福祉協議会 (神楽河岸1-1)	全国障害者相談センター (西早稲田2-2-8)	中央療育園 (西早稲田2-2-8)	(社)全国心身障害児福祉財団
区立あゆみの家 (西落合1-30-10)	落合保健センター (下落合1-6-7)	就労センター「街」 (中落合1-6-21)	就労センター「風」 (中落合1-23-25)	新宿西共同作業所ラハンス (高田馬場2-14-5)	区立障害者福祉センター 区立新宿福祉作業所 あした作業所・トライ工房・ あすなる作業所 (戸山1-22-2)
新宿区保健センター (高田馬場3-18-25)	オフィスクローバー (高田馬場1-23-4)	パイオニア (高田馬場1-9-23)	まど (高田馬場1-15-6)	(社)邦友会新宿けやき園 (百人町4-5-1)	新宿第二あした作業所 (西早稲田3-11-6)
区立高田馬場福祉作業所 (百人町4-4-2)	ハローワーク新宿 (歌舞伎町2-42-10)	西新宿保健センター (西新宿7-5-8)	新宿区保健所 (新宿5-18-21)	新宿区役所第二分庁舎 (新宿7-3-29)	(社)日本盲人会連合 (西早稲田2-18-2)
新宿青年教室 (西新宿4-35-28)	特別支援学校(愛日小学校) 北町26 特別支援学校(東戸山小学校) 戸山2-34-2 特別支援学校(北園小学校) 新宿1-22-1 特別支援学校(戸塚第二小学校) 高田馬場1-25-21 特別支援学校(落合第二中学校) 西落合1-6-5 特別支援学校(四谷中学校) 四谷1-12	新宿区役所 (歌舞伎町1-4-1)	新宿区役所 (歌舞伎町1-4-1)	新宿区役所 (歌舞伎町1-4-1)	新宿区役所 (歌舞伎町1-4-1)

この印刷物は、業務委託により 500 部印刷製本しています。その経費として1部あたり 200 円(税別)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費等は含んでいません。

新宿区障害者計画・第3期新宿区障害福祉計画 〈概要版〉

印刷物作成番号 2011-28-2910

発行年月

平成 24 年(2012) 3 月

編集・発行

新宿区 福祉部 障害者福祉課

電話 03(5273)4516 F A X 03(3209)3441

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>